



国民年金 学生納付特例制度をご存知ですか？

▶学生納付特例制度について

学生の方も20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることになります。しかし、本人の前年の所得が一定以下の方で納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」を申請により受けることができます。国民年金を未納のまま放置しておく、加入中に発症した病気などで障がいを持つことになった場合、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので申請を希望する方は早めに手続きをしてください。

また、学生納付特例制度は過去に遡って申請することができます(最長2年1か月)。

▶学生納付特例期間の承認を受けた方

この特例期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額に反映されません。そこで、承認を受けた期間で10年以内の期間であれば、遡って納めることができる「追納」制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳
- ②印かん(朱肉使用のものに限る)
- ③学生証若しくは学生証の表裏の写し又は在学証明書
(平成32年3月31日までの有効期限が確認できるもの)
- ④個人番号で申請する場合はマイナンバーカード(無い場合は通知カード等のマイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書面等(免許証、パスポート等))

※本人以外が申請に来られる場合
窓口に来られる方の本人確認ができる書面等(免許証、パスポート等)

申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状が必要です。

平成31年4月から国民年金保険料が変わります

平成31年度の国民年金保険料は月額16,410円になります。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができます。また、便利な口座振替やクレジットカードでも納付することができます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

問合せ 住民ほけん課 国民年金担当 ☎991-1870



人間ドック受診料を助成します

松伏町国民健康保険の被保険者の方

▶要件 次の要件にすべて該当する方

- 受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方で、受診日に35歳以上の方
- 人間ドックの助成を受ける年度内に特定健康診査を受診していない方及び受診する予定のない方
- 国民健康保険税を完納されている方
- 受診結果を国へ統計資料として提供することに同意していただける方

▶定員 150名(申込み順)

▶助成額 人間ドックに要した費用の7割とし、21,000円を限度とします。

▶申込み 受診前に①保険証、②免許証などの本人確認書類、③特定健康診査受診券(お持ちの方)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。

※人間ドック受診後の申込みは受け付けできません。

▶受診後の手続き 受診後1か月以内に、①保険証、②本人確認書類、③検診結果表(写)、④領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、⑤預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当に申請してください。

▶注意事項 人間ドックの助成と特定健康診査の受診は同一年度にはできません。

後期高齢者医療制度の被保険者の方

▶要件 次の要件にすべて該当する方

- 松伏町で資格を有する後期高齢者医療制度に加入している方
- 人間ドックの助成を受ける年度内に後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない方及び受診する予定のない方
- 後期高齢者医療保険料を完納されている方

▶定員 30名(申込み順)

▶助成額 人間ドックに要した費用とし、20,000円を限度とします。助成は1年度につき1回となります。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。

▶申込み 受診前に電話で後期高齢者医療担当へお申し込みください。

▶受診後の手続き 受診後1か月以内に、①保険証、②検診結果表、③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、④預金通帳(助成金振込口座)、⑤印かんを持参の上、後期高齢者医療担当に申請してください。

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868 後期高齢者医療担当 ☎991-1884